和歌山県監査公表第12号

令和2年12月1日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う 和歌山県監査委員 秋 月 史 成 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項
現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっ	今後このようなことのないよう、適正な事務処理につ
ている事例があったので、適正に処理されたい。	いて、関係職員に周知徹底した。

2 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項
生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。	全ての案件について、遅滞なく督促状を発付するとと
(1) 債権管理簿を作成していなかった。	もに債権管理簿を作成するよう、関係職員に周知徹底し
(2) 納期限後20日以内に督促状を発していなかった。	た。

3 有田振興局建設部

監查実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者の確認がなされていなかった。 イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。 (2) 低入札価格調査対象工事において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 下請契約に係る増額等の変更内容を確認していなかった。 イ 工事完了後、請負業者から調査表を徴しておらず、下請代金の支払状況等の確認ができていなかった。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳については、複数人で確認し、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底した。 (2) 下請契約金額の変更が生じた場合には、遅滞なく確認することとした。また、下請代金の支払状況については、下請代金支払状況等調査表を請負業者から徴収し、下請業者に対し適正に支払がなされたことを確認し、適正な事務執行に努めていく。

4 紀中県税事務所

監查実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 現金の取扱いについては、次のとおり措置した。
(1) 現金出納簿の受入者名が、収納日当日不在の者となっていた。	(1) 現金の取扱いにおいては、収納した収納員が必ず 現金出納簿を作成するよう、関係職員に周知徹底し た。
(2) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者と なっていた。	(2) 現金の取扱いにおいては、出納員が不在の場合 は、収納員が振り込むよう、関係職員に周知徹底し

t-
/ ⊆ ∘

5 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中 課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行っ た結果、現物確認できない備品があったので、適正に処 理されたい。	注意事項 相違が確認された備品については、経緯等を確認の 上、事務処理を令和元年度中に完了した。今後は、適正 な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

6 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中 課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行っ た結果、現物確認できない備品があったので、適正に処 理されたい。	注意事項 備品の管理については、物品管理簿と備品の現物を確認し、廃棄等の処理を適正に行うよう、関係職員に周知 徹底した。今後このようなことのないよう、適正な物品 管理に努める。